

株式会社日立製作所
日立総合病院

国民保護業務計画

2007 年 3 月制定(第1版)

2024 年 6 月改訂(第2版)

株式会社日立製作所日立総合病院 国民保護業務計画

目次

* 用語の定義

第1章 総則

1. 国民保護業務計画の目的
2. 国民保護業務計画の基本方針
3. 武力攻撃事態等の業務計画の作成
4. 計画の修正
5. 措置・業務内容
6. 安全の確保
7. 武力攻撃事態等に関する災害対策意識の啓発
8. 武力攻撃災害における財政上の措置

第2章 武力攻撃事態等に対する災害対策体制の整備

1. 災害対策本部の設置
2. 職員の召集・緊急参集体制
3. 平時における関係機関との連絡、協力体制の整備
4. 非常事態等警戒時における本部の対応
5. 職務代行

第3章 武力攻撃災害における災害医療の提供

1. 国民保護措置時における安全確保
2. 関係機関からの職員派遣要請に関する対応
3. 災害医療体制の編成
4. 核攻撃等または武力攻撃原子力事態等の場合の災害医療活動

第4章 情報の収集・提供及び広報活動に関する措置

1. 武力攻撃事態等に関する情報の収集・提供
2. 被害情報等の収集・提供
3. 安否情報の収集・提供

第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

1. 武力攻撃事態等による被害施設の応急の復旧
2. 武力攻撃事態等による被害施設の復旧
3. 国民保護業務計画のための措置に関する職員への研修・訓練
4. 医薬品、食料・飲料水等の備蓄

* 改訂履歴

【 用語の定義 】

	用 語	定 義
1	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 2004 年制定
2	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、 国・地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関 が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実 施するものであり、 避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
3	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の 公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公的事业を含 む法人で、政令で定めるもの。
4	指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法 人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独 立行政法人で、知事が指定するもの。 ※指定：日立総合病院
5	国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における 国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物質や 訓練などに関する事項を定めたもの。
6	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
7	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が 切迫していると認められるに至った事態。
8	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が 予測されるに至った事態。
9	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
10	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が 発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫してい ると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが 必要なもの。
11	テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難であ る者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心 を与える攻撃。
12	指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等及び存立危機事態に おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関す る法律施行令第 1 条に定める機関。
13	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関。
14	対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等 への対処に関する基本的な方針。
15		

【 武力攻撃等の事態 】

	対象事態	定 義	事態の種類
1	武力攻撃 事態	武力攻撃が発生した事態 又は武力攻撃が発生する 明白な危険が切迫してい ると認められる事態	①着上陸 ②ゲリラ、特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃 ※NBC攻撃：核兵器、生物兵器、化学兵器
2	武力攻撃 予測事態	武力攻撃事態には至って いないが、事態が緊迫し、 武力攻撃が予測される事 態	—
3	緊急対処事 態	武力攻撃の手段に準ずる 手段を用いて多数の人を 殺傷する行為が発生した 事態又は当該行為が発生 する明白な危機が切迫し ていると認められるに至 った事態	①原子力事業所等の破壊、石油コンビナート、 可燃性ガス貯蔵施設等の破壊等。 ②大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破、 列車などの爆破等。 ③ダーティーボム等の爆破による放射能の拡散、 市街地等でのサリン等化学剤の大量散布等。 ④航空機等による自爆テロ、ミサイル等の飛来等。

第1章 総則

1. 国民保護業務計画の目的

国民保護業務計画は、2004年「国民保護法」第34条（「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」）及び2005年同法第32条（「国民の保護に関する基本指針」）及び「茨城県国民保護計画」に基づき作成したものである。

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」）における国民保護のための措置（以下「国民保護措置」）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

＊日立総合病院は、国民保護業務計画を作成し措置の実施を求められる指定地方公共機関に指定されている。

2. 国民保護業務計画の基本方針

- 1) 国民保護業務計画の実施にあたり、国・県・日立市その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」）と相互に連携を図りながら、医療確保のために必要な措置等を推進する。
- 2) 国民保護業務計画の措置実施は、被害状況及び対応可能な能力を総合的に判断し、実施期間は概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しが立つまでの間とする。

3. 武力攻撃事態等の国民保護業務計画の作成

武力攻撃事態等における情報の収集・発信方法、災害医療体制、災害医療担当者の派遣、退避・避難等の措置業務についての計画を作成する。また、本計画を効果的に推進するために、教育や訓練を実施して職員への周知を図る。

4. 計画の修正

今後の状況の変化に伴い、適時この国民保護業務計画の内容を検討し、必要に応じ修正する。

5. 措置・業務内容

武力攻撃事態等に対処するため、以下の措置を実施する。

- 1) 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- 2) 武力攻撃事態等における災害医療の提供
- 3) 情報収集・提供及び広報活動
- 4) 武力攻撃事態等による災害復旧に関する措置

6. 安全の確保

国民保護措置の実施においては、県・市及び関係機関と連携し、国民保護措置に従事する病院職員の安全の確保に十分に配慮する。

7. 武力攻撃事態等に関する災害対策意識の啓発

職員に対し、武力攻撃事態等に関する災害対策意識の啓発を行う。

8. 武力攻撃災害における財政上の措置

災害医療活動に要する費用は、原則として日立総合病院の負担とする。ただし、国民保護法に基づいて行う災害医療の実施の要請・指示に従った災害医療活動については、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を都道府県知事に請求することができる。

第2章 武力攻撃事態等に対する災害対策体制の整備

1. 災害対策本部の設置

- 1) 日立病総合病院の業務に係る国民保護措置を円滑かつ的確に実施するため、病院内に災害対策本部（以下、「対策本部」）を設置する。
- 2) 対策本部の組織体制は、病院長が対策本部長となりBCP大規模地震対策及び原子力災害対策等の組織図・役割分担に準じて構成する。＊暫定組織体制も同様とする。
- 3) 対策本部は、国民保護業務計画の目的を達成するため、以下の事項に関し必要な連絡調整を行う。
 - (1) 緊急時の連絡網の作成その他召集・緊急参集体制の整備
 - (2) 関係機関との連絡体制の整備
 - (3) 計画に定める事項のうち、平時における措置の総合的な推進
 - (4) 計画の見直し
 - (5) 平時における関係機関との連携
 - (6) その他必要な事項
- 4) 対策本部の事務局は、総務グループに置き、BCP委員会事務局が運営する。

2. 職員の召集・緊急参集体制

- 1) 職員の緊急参集はBCP大規模地震対策の緊急参集基準と同様とし、身の安全を確保して自主的に登院する。
- 2) 職員の招集・呼集は、安否確認システム及び各部署の緊急連絡網の作成等により職員の確保及び情報収集・伝達手段を確保する。

3. 平時における関係機関との連絡、協力体制の整備

武力攻撃事態等によって多数の重症患者が急増した場合、施設が被害を受けた場合及び退避・避難等に備え、平時から情報連絡・協力体制を整備し、近隣の医療機関等との間において患者の搬送方法等を検討する。

4. 非常事態等警戒時における本部の対応

- 1) 武力攻撃事態等に至るおそれがある場合または県・市に国民保護対策本部が設置された場合には、職員を召集して情報の収集にあたりるとともに、必要と認められる場合には、災害医療担当者等に待機を指示する。
- 2) 国民保護措置の実施においては、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮する。

5. 職務代行

- 1) 病院長が不在時は、副院長が病院長の職務を代行する。
- 2) 対策本部長の代行は、機能図の記載順とする。

第3章 武力攻撃災害における災害医療の提供

1. 国民保護措置時における安全確保

- 1) 災害状況および関係機関の指示により、退避及び避難により安全を確保する。
- 2) 避難指示の際には、患者に対して避難方法の伝達、家族への連絡及び退院・引渡しを行う。
- 3) 車両などにより避難誘導する際には、BCP原子力災害被ばく対策と同様に職員が分担して搬送する。

2. 関係機関からの職員派遣要請に関する対応

関係機関の国民の保護に関する計画により職員の派遣要請を受けた場合には、速やかにその指示に従う。

3. 災害医療体制の編成

武力攻撃災害に対応するための災害医療体制を、病院の機能及び地域性等を勘案して編成する。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については、検討し確保しておく。

*既存の災害医療体制：DMAT、CBRNE

4. 核攻撃等または武力攻撃原子力事態等の場合の災害医療活動

- 1) 必要に応じて緊急被ばく医療派遣チームの構成員として、病院の医療関係者を派遣する。その際に、被爆線量計による管理を行うなどの防護措置が必要であることを確認の上で派遣する。
- 2) 必要に応じて病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、または医薬品、医療機器等を提供する。その際に、被爆線量計による管理を行うなどの防護措置が必要であることを確認の上で派遣する。

第4章 情報の収集・提供及び広報活動に関する措置

1. 武力攻撃事態等に関する情報の収集・提供

武力攻撃等の発生時における情報収集・連絡体制の整備を行う。

2. 被害情報等の収集・提供

県知事・市長等から警報の通知を受けたときは、直ちに被害状況の情報収集等を開始する。

3. 安否情報の収集・提供

- 1) 安否情報の収集を円滑に実施するために、その業務の範囲内で保有する安否情報を地方公共団体の長に提供するなど、安否情報の収集に協力する。なお、安否情報収集の協力においては、個人情報の保護に十分配慮する。
- 2) 安否情報収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民等が現在所在する地方公共団体の長に安否情報を提供する。当該避難住民等が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行う。

第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

1. 武力攻撃事態等による被害施設の応急の復旧

- 1) 施設や設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、武力攻撃事態等に対する既存の予防措置を有効に活用し、あらかじめ体制及び資機材を整備する。
- 2) 安全の確保を配慮した上で、武力攻撃災害発生後は、可能な限り速やかに施設及び設備の緊急点検と被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び患者の入院環境の確保を最優先に応急の復旧を行う。

2. 武力攻撃事態等による被害施設の復旧

被災した施設の被害状況を調査し、これに基づいて復旧計画を作成し、早期復旧を図るとともに、同種の被害を繰り返し受けることのないよう努める。

3. 国民保護業務計画のための措置に関する職員への研修・訓練

- 1) 武力攻撃事態等における医療に関する研修会に職員を派遣し、医療活動に必要な知識・技術の習得を図るよう努める。また、研修修了者を効果的に活用して職員への知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な武力攻撃事態等における訓練を実施し、武力攻撃事態等時には職員自らの判断で行動できるようにする。
- 2) 武力攻撃事態等を念頭において、県の国民保護措置についての訓練や、関係機関による合同訓練に参加する。また、武力攻撃事態等における各機関の役割を認識し、地域における武力攻撃事態等における医療業務についての理解を促進する。

4. 医薬品、食糧及び飲料水等の備蓄

- 1) 医薬品、食糧及び飲料水等の供給路が断たれる場合を想定し、回復するまでの間に病院内で行われる医療活動に必要となる医薬品、食糧及び飲料水等の備蓄（3日間分）を行う。
- 2) 平時から備蓄管理施設及び設備を整備し、点検を行う。

以上

【 改訂履歴 】

[illegible]